

## 2 入居するときは

### ■入居は何日まで

入居可能日から、10日以内に入居してください。特別な事情のある場合は、公社等へご相談ください。

### ■入居する前に住宅点検

必ず住宅を点検してください。補修を要する箇所がありましたら、入居の前に公社等へ申し出てください。

入居後に「初めから破損していた。」と申し出られても判断しかねますので、よく点検するようにしましょう。



なお、定期募集する住戸は新築ではありません。あくまで現況の状態での入居になりますのであらかじめご了承下さい。

### ■引越しの際は

引越しの際、車の乗り入れにより、フェンスや側溝などの施設を破損しないようにしましょう。万一、破損したときは、自己負担で修理していただきます。

また、引越しの際に発生したダンボール箱、その他ゴミ類は、市町のルールに従って処理しましょう。



### ■電気・ガス・水道の申込み

電気・ガス・水道は入居する前に、各営業所へ使用の申込み手続きをしてください。

なお、ガスの開栓は、ガス会社の立会いが必要です。



### ■電話の申込み

電話の移転または新設については、各電話会社にお問い合わせください。

### ■引越ししたら名札の表示

玄関の表札、郵便受けの名札を必ず表示するようにしましょう。

### ■転入届の提出を忘れずに

入居後すみやかに、市町役場に転入届を提出し、14日以内に公社等に住民票を提出しましょう。

また、学校の転校届は、早めに現在通学している学校に届けましょう。

